

報道関係者 各位

平成 28 年 12 月 13 日

沖縄労働局 職業安定部

職業安定部長：松嶋 歩

職業対策課長：天願 秀美

電話：098-868-3701

平成28年 障害者実雇用率(民間企業)2.34% 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

～沖縄県内の障害者雇用状況報告の集計結果～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率)以上の障害者を雇うことを義務づけており、沖縄労働局では、同法の規定に基づき、沖縄県内の障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日時点の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

このほど、その集計結果を取りまとめましたので公表します。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率 2.0%)

- ・ 実雇用率は、2.34% (前年 2.29%) と前年より 0.05 ポイント上昇し過去最高を更新
- ・ 実雇用率 2.34%は、全国 7 位(前年 6 位)
- ・ 雇用障害者数は、3,697.0 人(前年 3,540.5 人)と前年より 4.4%増加となり、過去最高を更新
- ・ 対象企業 883 社中、法定雇用率達成企業は 533 社。
- ・ 対象企業に占める法定雇用率達成割合は、60.4%(前年 60.3%)

<県の機関等>

- ・ 県 の 機 関 (法定雇用率 2.3%) → 実雇用率は、2.64%(前年 2.74%)
- ・ 県教育委員会 (法定雇用率 2.2%) → 実雇用率は、2.20%(前年 2.26%)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率 2.0%)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業 883 社(雇用率算定の対象となる 50 人以上規模の企業)に雇用されている障害者数は、3,697.0 人(前年 3,540.5 人)で前年より 156.5 人(4.4%)増加し、過去最高を更新した。雇用者のうち、身体障害者は 2,196.5 人で前年より 5.5 人(0.2%)減少したが、知的障害者は 1,072.0 人で前年より 104.5 人(10.8%)、精神障害者は 428.5 人で前年より 57.5 人(15.5%)増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。

- ・ 実雇用率は、2.34%（前年 2.29%）と前年より 0.05 ポイント上昇した。平成 28 年の全国平均の実雇用率は 1.92%であり、全国平均の実雇用率を 21 年連続で上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業数は、533 社（前年 525 社）と前年より 8 社増加した。
- ・ 雇用率達成企業割合は、60.4%（前年 60.3%）と前年より 0.1 ポイント上昇した。

（第 1 表）

○ 企業規模別の状況

- ・ 沖縄県の実雇用率 2.34%を上回ったのは、「300～500 人未満」の 2.81%、「500～1,000 人未満」の 2.83%であり、「50～100 人未満」「100～300 人未満」「1,000 人以上」については下回った。
- ・ 達成割合が高い企業規模は、「500～1,000 人未満」の 82.4%、「1,000 人以上」の 75.0%。
- ・ 達成割合が低い企業規模は、「50～100 人未満」の 54.0%となった。

（第 2 表）

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、前年に比べ雇用障害者数の増加幅が大きい業種は、「医療、福祉」が 1,049.0 人（前年 969.5 人）で 79.5 人増加、「サービス業」が 317.0 人（前年 290.5 人）で 26.5 人増加、「卸売業、小売業」が 721.0 人（前年 696.5 人）で 24.5 人増加となった。
 なお、「医療、福祉」及び「卸売業、小売業」の 2 業種で、全体の雇用障害者の 47.9%を占めている。
- ・ 法定雇用率を上回る業種は、「生活関連サービス業、娯楽業」4.36%、「農林漁業」3.09%、「複合サービス事業」3.10%、「医療、福祉」2.77%、「運輸業、郵便業」2.49%、「製造業」2.18%、「サービス業」2.13%、「卸売業、小売業」2.10%、「電気・ガス・熱供給・水道業」2.04%、「金融業、保険業」2.01%の 10 業種となった。

（第 3 表）

2 公的機関における在職状況（法定雇用率 2.3%、教育委員会 2.2%）

障害者の雇用が義務づけられている公的機関は、県の機関が 6 機関、市町村の機関が 54 機関であった。

(1) 県の機関は、全ての機関で法定雇用率を達成した。

- ・ 県の 5 機関に在職している障害者の数は 146.5 人で、前年より 2.5 人減少した。
 実雇用率は 2.64%（前年 2.74%）と前年より 0.10 ポイント低下した。
- ・ 県教育委員会に在職している障害者の数は 213.0 人で、前年より 3.0 人減少した。
 実雇用率は 2.20%（前年 2.26%）と前年より 0.06 ポイント低下した。

（第 4 表）

(2) 市町村の機関

- ・ 市町村の機関に在職している障害者は 291.5 人で、前年より 4.0 人増加した。
 実雇用率は 2.49%（前年 2.50%）と前年より 0.01 ポイント低下した。
- ・ 54 機関のうち、法定雇用率を達成した機関は 52 機関で、達成割合は 96.3%であった。

（第 5 表）

3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.3%）

- ・ 地方独立行政法人等 4 法人に雇用されている障害者の数は 19.0 人で、前年より 4.5 人減少した。
 実雇用率は 1.93%（前年 2.29%）と前年より 0.36 ポイント低下した。
- ・ 4 法人のうち、法定雇用率を達成した法人は 2 法人で、達成割合は 50%であった。

（第 6 表）

第1表 民間企業における障害者の雇用状況(総括表) (法定雇用率 2.0%適用)

区分	①	②	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥	⑦	⑧	⑨
	企業数	の法定雇用障害者数となる労働者数の算定	A 重度身体障害者	B (身体障害者以外)	C (重度身体障害者 (短時間))	D (重度以外 (短時間))	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B (知的障害者以外)	C (重度知的障害者 (短時間))	D (重度以外 (短時間))	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 精神障害者	B (精神障害者 (短時間))	C 合計 A+B×0.5	障害者の数 ③E+④E+⑤C	実雇用率 ⑥÷②×100	法定雇用率達成企業の数	達成割合 ⑧÷①×100
H28年計	883	158,091.5	613	752	137	163	2,196.5	153	576	65	250	1,072.0	266	325	428.5	3,697.0	2.34 %	533	60.4 %
H27年計	871	154,581.5	615	790	113	138	2,202.0	134	527	62	221	967.5	251	240	371.0	3,540.5	2.29 %	525	60.3 %

注：1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の合計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4. 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

区分	①	②	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥	⑦	⑧	⑨
	企業数	の法定雇用障害者数となる労働者数の算定	A 重度身体障害者	B (身体障害者以外)	C (重度身体障害者 (短時間))	D (重度以外 (短時間))	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B (知的障害者以外)	C (重度知的障害者 (短時間))	D (重度以外 (短時間))	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 精神障害者	B (精神障害者 (短時間))	C 合計 A+B×0.5	障害者の数 ③E+④E+⑤C	実雇用率 ⑥÷②×100	法定雇用率達成企業の数	達成割合 ⑧÷①×100
50～ 100人 未満	402	28,286.0	93	115	25	43	347.5	38	86	20	50	207.0	33	123	94.5	649.0	2.29 %	217	54.0 %
	(413)	(28,837.0)	(105)	(111)	(18)	(38)	(358.0)	(34)	(77)	(11)	(47)	(179.5)	(44)	(53)	(70.5)	(608.0)	(2.11) %	(211)	(51.1) %
100～ 300人 未満	374	54,891.5	224	257	54	54	786.0	25	143	20	63	244.5	83	113	139.5	1,170.0	2.13 %	238	63.6 %
	(354)	(52,456.0)	(214)	(281)	(41)	(35)	(767.5)	(24)	(130)	(19)	(56)	(225.0)	(72)	(110)	(127.0)	(1,119.5)	(2.13) %	(236)	(66.7) %
300～ 500人 未満	57	18,722.5	62	92	15	26	244.0	48	98	11	41	225.5	42	31	57.5	527.0	2.81 %	38	66.7 %
	(53)	(17,700.0)	(66)	(94)	(14)	(22)	(251.0)	(45)	(83)	(22)	(40)	(215.0)	(33)	(28)	(47.0)	(513.0)	(2.90) %	(38)	(71.7) %
500～ 1,000人 未満	34	20,275.0	104	128	16	17	360.5	22	75	6	27	138.5	59	32	75.0	574.0	2.83 %	28	82.4 %
	(35)	(20,506.0)	(101)	(139)	(12)	(10)	(358.0)	(16)	(57)	(2)	(18)	(100.0)	(53)	(26)	(66.0)	(524.0)	(2.56) %	(27)	(77.1) %
1,000人 以上	16	35,916.5	130	160	27	23	458.5	20	174	8	69	256.5	49	26	62.0	777.0	2.16 %	12	75.0 %
	(16)	(35,082.5)	(129)	(165)	(28)	(33)	(467.5)	(15)	(180)	(8)	(60)	(248.0)	(49)	(23)	(60.5)	(776.0)	(2.21) %	(13)	(81.3) %
H28年計	883	158,091.5	613	752	137	163	2,196.5	153	576	65	250	1,072.0	266	325	428.5	3,697.0	2.34 %	533	60.4 %
H27年計	871	154,581.5	615	790	113	138	2,202.0	134	527	62	221	967.5	251	240	371.0	3,540.5	2.29 %	525	60.3 %

注：第1表の注と同じ
：()内は、平成27年の数値である。

第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況

区分	①	②	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥	⑦	⑧	⑨
	企業数	の法定雇用障害者数となる労働者数の算定	A 重度身体障害者	B (身体障害者以外) (重度障害者)	C (短時間) (重度身体障害者)	D (短時間以外) (重度身体障害者)	E 合計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	A 重度知的障害者	B (知的障害者以外) (重度知的障害者)	C (短時間) (重度知的障害者)	D (短時間以外) (知的障害者)	E 合計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	A 精神障害者	B (精神障害者) (精神障害者)	C 合計 $A + B \times 0.5$	障害者の数 $\frac{\text{③E} + \text{④E}}{\text{⑤C}}$	実雇用率 $\frac{\text{⑥}}{\text{②}} \times 100$	法定雇用率達成企業の数	達成割合 $\frac{\text{⑧}}{\text{①}} \times 100$
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
農、林、漁業	3 (2)	291.5 (248.0)	4 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	9.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	9.0 (4.0)	3.09% (1.61%)	1 (1)	33.3% (50.0%)
鉱業・採石業・砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	47 (42)	4,578.5 (4,142.0)	18 (16)	22 (20)	0 (0)	1 (1)	58.5 (52.5)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	4.0 (3.0)	5 (5)	2 (0)	6.0 (5.0)	68.5 (60.5)	1.50% (1.46%)	23 (19)	48.9% (45.2%)
製造業	69 (72)	9,477.0 (9,438.0)	32 (40)	29 (33)	4 (4)	8 (5)	101.0 (119.5)	17 (16)	51 (50)	0 (2)	7 (11)	88.5 (89.5)	15 (13)	4 (2)	17.0 (14.0)	206.5 (223.0)	2.18% (2.36%)	44 (51)	63.8% (70.8%)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (2)	1,809.5 (1,814.0)	17 (18)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	37.0 (39.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	37.0 (39.0)	2.04% (2.15%)	2 (2)	100.0% (100.0%)
情報通信業	57 (53)	7,945.0 (8,319.0)	31 (39)	26 (37)	6 (4)	4 (2)	96.0 (120.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	38 (33)	2 (2)	39.0 (34.0)	136.0 (155.0)	1.71% (1.86%)	28 (26)	49.1% (49.1%)
運輸業、郵便業	65 (65)	9,208.5 (9,536.5)	44 (46)	88 (109)	6 (4)	6 (4)	185.0 (207.0)	3 (4)	23 (26)	0 (0)	5 (3)	31.5 (35.5)	5 (8)	15 (13)	12.5 (14.5)	229.0 (257.0)	2.49% (2.69%)	45 (45)	69.2% (69.2%)
卸売業、小売業	169 (171)	34,398.5 (34,177.0)	99 (101)	133 (126)	24 (30)	22 (29)	366.0 (372.5)	20 (21)	211 (204)	8 (4)	78 (63)	298.0 (281.5)	39 (29)	36 (27)	57.0 (42.5)	721.0 (696.5)	2.10% (2.04%)	106 (100)	62.7% (58.5%)
金融業・保険業	13 (14)	6,391.5 (6,287.0)	32 (32)	47 (48)	0 (0)	1 (1)	111.5 (112.5)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	5.0 (5.0)	12 (11)	0 (0)	12.0 (11.0)	128.5 (128.5)	2.01% (2.04%)	7 (9)	53.8% (64.3%)
不動産業・物品賃貸業	20 (20)	2,164.5 (1,979.5)	7 (3)	10 (9)	1 (0)	0 (0)	25.0 (15.0)	0 (0)	9 (7)	0 (0)	0 (0)	9.0 (7.0)	2 (0)	1 (0)	2.5 (0.0)	36.5 (22.0)	1.69% (1.11%)	8 (7)	40.0% (35.0%)
学術研究、専門・技術サービス業	26 (26)	2,885.0 (2,628.0)	10 (9)	15 (16)	0 (0)	2 (1)	36.0 (34.5)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	1.5 (2.0)	8 (4)	2 (0)	9.0 (4.0)	46.5 (40.5)	1.61% (1.54%)	13 (12)	50.0% (46.2%)
宿泊業・飲食サービス業	72 (72)	12,083.5 (11,524.5)	33 (32)	38 (42)	9 (6)	6 (3)	116.0 (113.5)	6 (6)	29 (30)	6 (4)	23 (25)	58.5 (58.5)	17 (12)	12 (7)	23.0 (15.5)	197.5 (187.5)	1.63% (1.63%)	37 (40)	51.4% (55.6%)
生活関連サービス業、娯楽業	44 (47)	8,049.5 (7,466.0)	41 (41)	42 (40)	4 (2)	5 (5)	130.5 (126.5)	53 (48)	87 (66)	1 (11)	6 (9)	197.0 (177.5)	19 (20)	9 (6)	23.5 (23.0)	351.0 (327.0)	4.36% (4.38%)	25 (24)	56.8% (51.1%)
教育・学習支援業	14 (16)	1,440.0 (1,557.5)	5 (5)	9 (7)	0 (0)	1 (1)	19.5 (17.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0.0 (0.5)	1 (1)	1 (1)	1.5 (1.5)	21.0 (19.5)	1.46% (1.25%)	8 (7)	57.1% (43.8%)
医療、福祉	192 (179)	37,883.0 (36,067.0)	165 (167)	179 (187)	69 (54)	83 (73)	619.5 (611.5)	32 (24)	83 (67)	44 (35)	91 (75)	236.5 (187.5)	78 (85)	230 (171)	193.0 (170.5)	1,049.0 (969.5)	2.77% (2.69%)	134 (125)	69.8% (69.8%)
複合サービス事業	3 (3)	4,615.0 (4,574.5)	18 (17)	20 (20)	1 (1)	2 (1)	58.0 (55.5)	18 (11)	35 (31)	2 (2)	11 (8)	78.5 (59.0)	6 (6)	1 (0)	6.5 (6.0)	143.0 (120.5)	3.10% (2.63%)	3 (3)	100.0% (100.0%)
サービス業	87 (87)	14,871.0 (14,823.0)	57 (47)	91 (93)	12 (8)	22 (12)	228.0 (201.0)	3 (3)	39 (37)	4 (4)	28 (26)	63.0 (60.0)	21 (24)	10 (11)	26.0 (29.5)	317.0 (290.5)	2.13% (1.96%)	49 (54)	56.3% (62.1%)
平成28年計	883	158,091.5	613	752	137	163	2,196.5	153	576	65	250	1,072.0	266	325	428.5	3,697.0	2.34%	533	60.4%
平成27年計	871	154,581.5	615	790	113	138	2,202.0	134	527	62	221	967.5	251	240	371.0	3,540.5	2.29%	525	60.3%

注：第1表の注と同じ
：()内は、平成27年

第4表 県機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%、教育委員会は2.2%適用)

機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
合計	15,209.0 (15,004.0)	359.5 (365.0)	2.36% (2.43%)	0.0 (0.0)
沖縄県 知事部局	4,023.0	106.5	2.65%	0.0
沖縄県 病院事業局	934.5	23.0	2.46%	0.0
沖縄県 企業局	238.5	9.0	3.77%	0.0
沖縄県 警察本部	302.0	7.0	2.32%	0.0
沖縄県 議会事務局	45.5	1.0	2.20%	0.0
小計	5,543.5 (5,443.0)	146.5 (149.0)	2.64% (2.74%)	0.0 (0.0)
沖縄県 教育委員会	9,665.5	213.0	2.20%	0.0
小計	9,665.5 (9,561.0)	213.0 (216.0)	2.20% (2.26%)	0.0 (0.0)

対象機関 6
うち達成 6
達成割合 100.0%

第5表 市町村機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%、教育委員会は2.2%適用)

機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
計	11,719.0 (11,508.0)	291.5 (287.5)	2.49% (2.50%)	1.5 (6.5)
那覇市	1,923.0	51.0	2.65%	0.0
宜野湾市	428.0	12.0	2.80%	0.0
石垣市	639.0	16.0	2.50%	0.0
浦添市	527.5	12.0	2.27%	0.0
名護市	355.0	8.0	2.25%	0.0
糸満市	294.0	6.0	2.04%	0.0
沖縄市	630.0	15.0	2.38%	0.0
豊見城市	252.0	5.0	1.98%	0.0
うるま市	517.0	14.0	2.71%	0.0
宮古島市	504.0	12.0	2.38%	0.0
南城市	190.0	4.0	2.11%	0.0
本部町	103.0	3.0	2.91%	0.0
金武町	103.0	3.0	2.91%	0.0
嘉手納町	125.0	3.0	2.40%	0.0
北谷町	215.0	4.0	1.86%	0.0
西原町・西原町教育委員会	220.0	6.0	2.73%	0.0
与那原町	130.0	2.0	1.54%	0.0
久米島町	152.0	6.0	3.95%	0.0
八重瀬町	172.5	3.0	1.74%	0.0
竹富町	101.0	2.0	1.98%	0.0
与那国町	53.0	3.0	5.66%	0.0
南風原町・南風原町教育委員会	258.0	4.5	1.74%	0.5
国頭村	130.0	3.0	2.31%	0.0
恩納村	115.0	4.0	3.48%	0.0
宜野座村	78.0	1.0	1.28%	0.0
伊江村	100.0	2.0	2.00%	0.0
読谷村	202.0	5.0	2.48%	0.0
北中城村	105.0	3.0	2.86%	0.0
中城村	96.0	3.0	3.13%	0.0
多良間村	51.0	1.0	1.96%	0.0
大宜味村	71.0	1.0	1.41%	0.0
座間味村	54.0	2.0	3.70%	0.0
南大東村	48.0	1.0	2.08%	0.0
伊平屋村	50.0	2.0	4.00%	0.0
今帰仁村	103.0	2.0	1.94%	0.0
伊是名村	119.5	2.0	1.67%	0.0
粟国村	69.0	0.0	0.00%	1.0
那覇市教育委員会	707.5	17.0	2.40%	0.0
宜野湾市教育委員会	136.0	5.0	3.68%	0.0
石垣市教育委員会	258.0	6.5	2.52%	0.0
浦添市教育委員会	114.0	4.0	3.51%	0.0
名護市教育委員会	100.0	2.0	2.00%	0.0
糸満市教育委員会	57.0	2.0	3.51%	0.0
沖縄市教育委員会	177.5	5.0	2.82%	0.0
うるま市教育委員会	156.5	4.0	2.56%	0.0
宮古島市教育委員会	107.0	4.0	3.74%	0.0
南城市教育委員会	52.0	2.0	3.85%	0.0
読谷村教育委員会	64.0	1.0	1.56%	0.0
北谷町教育委員会	97.5	2.5	2.56%	0.0
八重瀬町教育委員会	58.5	1.0	1.71%	0.0
豊見城市教育委員会	50.0	2.0	4.00%	0.0
那覇市上下水道局	165.0	5.0	3.03%	0.0
沖縄市水道局	54.0	1.0	1.85%	0.0
沖縄県介護保険広域連合	81.0	1.0	1.23%	0.0

対象機関 54
うち達成 52
達成割合 96.3%

(注1) 参照

(注1) 南風原町・南風原町教育委員会は平成28年9月1日現在、障害者の数は5.5人、実雇用率は2.13%、不足数は0人となっている。

(第4・5表関係注釈)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っても不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 記載のない市町村等は、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が43.5人未満の機関である。
- 計欄の下段()内の数字は平成27年の数値である。

第6表 地方独立行政法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%適用)

法人名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	対象機関 4 うち達成 2 達成割合 50.0%
計	984.5	19.0	1.93%	4.0	
(前年度)	(1,025.5)	23.5	(2.29%)	1.0	
沖縄県住宅供給公社	50.0	1.0	2.00%	0.0	
沖縄県土地開発公社	51.0	2.0	3.92%	0.0	
地方独立行政法人 那覇市立病院	745.0	15.0	2.01%	2.0	(注2) 参照
公立大学法人 名桜大学	138.5	1.0	0.72%	2.0	(注3) 参照

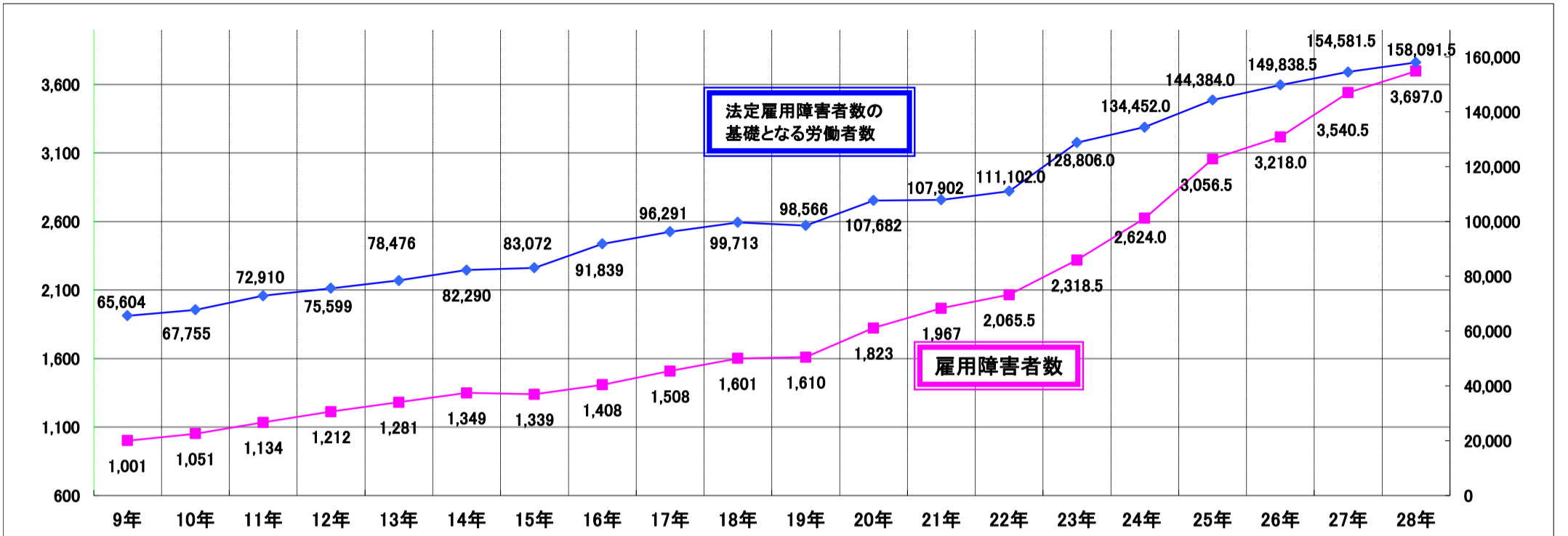
(注1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」別表第二第一号～第八号に定める特殊法人(独立行政法人、国立大学法人、沖縄振興開発金融公庫、沖縄科学技術大学院大学学園等)については、厚生労働省にて発表。

(注2) 地方独立行政法人 那覇市立病院は平成28年10月1日現在、障害者の数は17人、実雇用率は2.28%、不足数は0人となっている。

(注3) 公立大学法人 名桜大学は平成28年12月1日現在、障害者の数は3人、実雇用率は2.17%、不足数は0人となっている。

(1) 民間企業における雇用障害者の推移

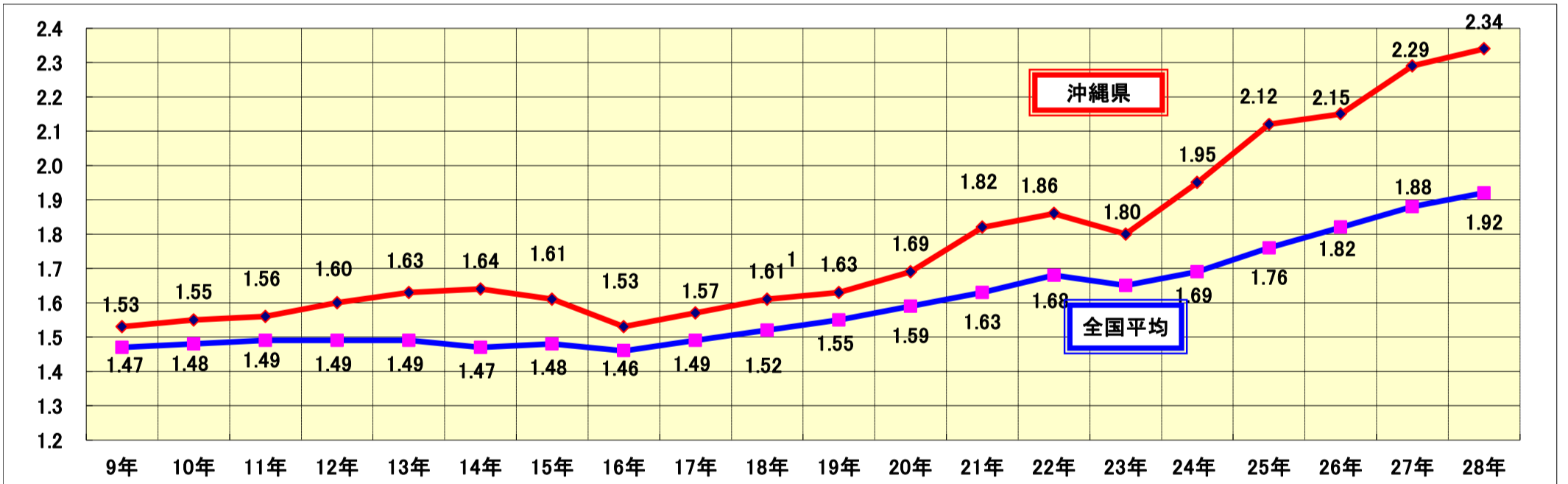
	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
雇用障害者数	1,001	1,051	1,134	1,212	1,281	1,349	1,339	1,408	1,508	1,601	1,610	1,823	1,967	2,065.5	2,318.5	2,624.0	3,056.5	3,218.0	3,540.5	3,697.0
法定雇用障害者数の基礎となる労働者数	65,604	67,755	72,910	75,599	78,476	82,290	83,072	91,839	96,291	99,713	98,566	107,682	107,902	111,102.0	128,806.0	134,452.0	144,384.0	149,838.5	154,581.5	158,091.5



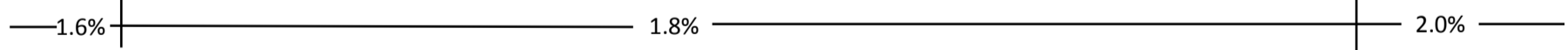
(注) 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

(2) 民間企業における障害者実雇用率の推移

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全国	1.47	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92
沖縄	1.53	1.55	1.56	1.60	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15	2.29	2.34



<法定雇用率> 平成10年7月



平成25年4月

(注) 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.92	0.04	48.8	1.6	43,569	89,359
北海道	2.06	0.11	51.5	1.6	1,677	3,257
青森	1.98	0.09	54.2	2.7	473	872
岩手	2.07	0.08	56.3	2.2	520	923
宮城	1.88	0.09	50.0	3.4	706	1,411
秋田	1.90	0.06	57.8	0.3	400	692
山形	1.96	0.03	56.3	2.9	482	856
福島	1.90	0.06	53.6	3.1	707	1,319
茨城	1.90	0.07	53.9	0.8	753	1,398
栃木	1.90	0.08	57.3	2.2	615	1,074
群馬	1.90	0.10	56.4	4.1	754	1,336
埼玉	1.93	0.07	49.0	3.2	1,389	2,837
千葉	1.86	0.04	51.5	2.5	1,114	2,163
東京	1.84	0.03	33.2	1.1	6,184	18,640
神奈川	1.87	0.05	46.7	2.7	2,006	4,295
新潟	1.93	0.08	57.8	3.4	993	1,719
富山	1.96	0.05	57.5	1.3	557	968
石川	1.88	0.02	56.5	2.2	537	951
福井	2.31	△0.01	56.8	3.6	370	651
山梨	1.92	0.09	56.3	0.5	312	554
長野	2.02	0.04	60.2	0.7	908	1,508
岐阜	1.95	0.06	56.7	1.7	792	1,396
静岡	1.90	0.04	51.4	2.0	1,355	2,635
愛知	1.85	0.04	47.2	1.8	2,662	5,641
三重	2.04	0.07	60.8	5.1	635	1,044
滋賀	2.09	0.11	58.8	△0.3	445	757
京都	2.02	0.05	50.6	0.9	868	1,714
大阪	1.88	0.04	45.3	1.3	3,265	7,215
兵庫	1.97	0.00	51.9	0.1	1,599	3,078
奈良	2.60	0.20	60.4	1.8	336	556
和歌山	2.41	0.25	64.7	3.0	355	549
鳥取	2.11	0.12	59.1	4.3	250	423
島根	2.17	0.04	66.3	1.7	348	525
岡山	2.45	0.16	53.2	1.9	719	1,352
広島	1.99	0.04	48.2	0.9	1,023	2,124
山口	2.47	△0.04	55.7	0.9	480	861
徳島	2.09	0.05	63.7	△0.5	269	422
香川	1.91	0.03	57.8	2.1	451	780
愛媛	1.87	0.05	51.7	3.1	476	920
高知	2.20	0.06	62.4	1.3	299	479
福岡	1.95	0.07	51.2	1.0	1,732	3,385
佐賀	2.43	0.06	73.1	1.8	399	546
長崎	2.21	0.07	58.4	1.0	539	923
熊本	2.19	0.00	57.4	1.1	662	1,153
大分	2.46	0.03	61.2	2.5	462	755
宮崎	2.32	0.08	66.9	△1.7	486	727
鹿児島	2.16	0.07	61.5	2.5	672	1,092
沖縄	2.34	0.05	60.4	0.1	533	883

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|---|---------|-------|------|--------------|--|--|-------|-------|------|---|--|--|
| ○ 民間企業 | ……… | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(50人以上規模の企業)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 2.0% | (50人以上規模の企業) | | | 特殊法人等 | …………… | 2.3% | 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | | |
| 一般の民間企業 | …………… | 2.0% | | | | | | | | | | | | |
| (50人以上規模の企業) | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊法人等 | …………… | 2.3% | | | | | | | | | | | | |
| 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2.3% | | | | | | | | | | | | |
| | (43.5人以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2.2% | | | | | | | | | | | | |
| | (45.5人以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。